

議案第35号

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「人員に関する基準」を「指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に、「運営に関する基準」を「指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」に、「介護予防のための」を「指定介護予防支援に係る介護予防のための」に、

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」

を

「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準(第34条)

第7章 雑則(第35条)

」

に改める。

第1条中「、第115条の22第2項第1号」を削り、「、指定介護予防支援等」を「、指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業及び基準該当介護予防支援(同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)」に、「並びに指定介護予防支援等」を「並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援」に改める。

第2条第2項中「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

「第3章 人員に関する基準」を「第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に改める。

第4条中「一以上」を「1以上」に改める。

「第4章 運営に関する基準」を「第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関

する基準」に改める。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「利用者又はその家族」を「利用申込者又はその家族」に改め、「場合には」の次に「、当該利用者に係る」を加え、同条第4項中「第7項で」を「第7項に」に、「技術を使用」を「技術を利用」に改める。

第8条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第12条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に改め、「対価をいう。以下同じ。）」の次に「の額」を加える。

第14条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「第5章」を「次章」に改める。

第15条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「準用する」の次に「法」を加える。

第17条中「次」を「次の各号」に改める。

第19条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第2項本文中「の業務」を削り、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより相当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条第1項中「場合には速やかに」を「場合には、速やかに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第30条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

「第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改める。

第32条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第14号の2中「歯科医師」の次に「(以下この条において「主治の医師等」という。)」を加え、同条第15号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第19号中「入院又は入所」を「入院若しくは入所」に改め、同条第20号中「退所しようとする」を「退所をしようとする」に改め、同条第21号中「主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同条第24号及び第25号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第26号中「同条第1項」を「同項」に、「介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス」を「介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準」を「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改める。

第34条中「第2条及び」を削り、「第12条第1項」を「第12条」に、「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は規定されているもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付者」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的

方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第5項及び第28条の2(これらの規定を新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第19条(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第19条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく改正を行いたいので、この案を提出するものであります。